

令和3年6月9日

日本溶接協会規格 **WES 0001**「日本溶接協会規格作成基準」改正案に対する
パブリックコメント募集の結果について

一般社団法人 日本溶接協会 規格委員会

(一社)日本溶接協会は、標記 WES 改正案に対して、ウェブサイト上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、原案作成委員会で審議した結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

記

- 1 意見募集の結果：意見提出数 1 件
- 2 対応結果（別添）

お問い合わせ先：

(一社) 日本溶接協会 規格委員会 事務局

- ・ FAX の場合 : 03 (5823) 5244
- ・ 郵送の場合 : 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20
- ・ 電子メールの場合 : e-mail : kikaku@jwes.or.jp

※電話によるお問い合わせには対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

以上

日本溶接協会規格 WES 0001（日本溶接協会規格作成基準）に寄せられたご意見への対応

No	頁・箇条・項・図表番号	コメント	訂正案	対応方針
1	本規格の全体構成	<p>英語版と英語翻訳版を制定した理由として、東南アジアで実施している WES の認証試験の話が本規格の解説の 5 項「懸案事項」に記載されている。</p> <p>WES 規格に従った溶接作業者の等の認証を日本語版の WES のままで適用するには、社会環境や教育環境が違うので、それぞれの国に適用できる英語版を別途制定する必要があり、このために、英語による規格票の作成を追加したとの説明があった。</p> <p>しかし、WES の英語版規格を、日本が東南アジア諸国のために別に作成して発行し、それを当該国で実施するという考えは、世界共通であるべき同じ資格を異なった番号を持つ別規格で規定することになり、現在の国際感覚では当該国を差別したことになりかねない。</p> <p>現状の世界情勢で英語規格を発行するのなら、日本も含めた全世界共通に適用できるものでないといけないと思われる。すなわち、同じ WES 番号で発行するべきである。</p> <p>この観点からいうと、英語単独の WES 規格は問題があり、少なくとも日本語と英語の 2 言語規格としての英語版をまず規定すべきである。</p>	<p>英語版単独の WES 規格を発行してももちろん良いが、その場合には、その英語版は海外だけでなく、我が国の国内にも適用されるべきである。この観点から見ると、国内で英語版を欲している人がどれだけ居るでしょうか？非常に疑問です。日英 2 言語版になるのが常識的と判断されます。</p> <p>特に人の認証規格は、日本国内と海外で適用基準が異なると問題です。</p> <p>例えば、大学入試でも、最近では、試験で入学する人以外に推薦入学もかなり増えてきています。これは、入り口の多様化といえます。別規定にはしません。</p> <p>東南アジアの人々を含めた形での WES 認証規格を作るのなら、まず、日本語で発行する WES 規格を、日本で適用する本来の形だけを本文として記載し、東南アジアの特定国で実施する場合に修正すべき部分は付属書として記載、日本と海外の規定に差が出ないようにするのが望ましい形です。そして、2 言語版として英語版も正式発行する方が将来性があり、国際的にも禍根を残さない形になるのではないのでしょうか？</p> <p>しかし、この話は規格票の作り方である WES0001 に記載する内容ではないと思います。</p> <p>なお、2 言語版を作成する場合には、日本語版の WES 番号の後には (JP,) をつけ、英語版のあとには (EN) と付けて、同じ内容の規格と分かるようにする方が良いと思われます。</p> <p>以下に、具体的な修正箇所を個々に記載します。</p>	<p>ご意見の主旨は、日本語で作成した WES と全く同一の規定内容で、WES 番号及び版管理も同じとし、規格として扱う英語で記述した WES、いわゆる二言語 WES を作成できる基準にすべきと受け取りました。</p> <p>しかし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語と英語で記述した規定の同一性を確認することは困難 ・必要性は理解できるものの、現時点で、JWES の海外活動で使用するニーズは小さい <p>との判断から、今回の改正に盛り込むことはせず、将来的な課題としました。</p>

2	本文の序文 最後の行	“英語による規格票の作成にも適用可能とした。”とあるが、全体の構成から見ると“適用することにした。”ではないでしょうか？	英語による規格票の作成にも適用可能とした。”を英語による規格票の作成にも適用することにした。”と修正する。	原文通りとします。 序文は「規定」ではなく、参考情報で、改正の経緯や旧規格との変化点を説明するものです。 旧規格では、英語による WES 作成を規定していなかったため、改正 WES は、「適用可能な規格に改正した」という意味で記載しています。
3	本文の 3.2.7 項の後	新しく、英語表記の WES 規格の作り方を追加したのであるから、この意味を明確にしておく方が良いでしょう、英語で記述する規格票を追加する。	次を追加する。 3.2.8 英語で記述する規格票 英語単独、又は、日本語と英語の 2 言語版として作成した英語版のこと。 現状の 3.2.8 項の番号は 3.2.9' と変更する。	今回、二言語 WES の作成については規定しないので、原文通りとします。
4	本文の 8 項	英語版に関しても明確に記述する方が良いでしょう、 8.3 項 として“英語版作成時に留意すべき事項”を追加する方が良いでしょう。	次を追加する。 8.3 英語版作成時に留意すべき事項 a) 一般原則及び原案作成時の留意点は 8.1 及び 8.2 による。 b) 英語版の規格票の書式は付属書 B による。 c) 2 言語版として作成する場合は、日本語版と英語版は同じ WES 番号で制定し、日本語版の WES 番号の最後に(JP)、英語語版の WES 番号の最後に(EN)を付ける。	今回、二言語 WES の作成については規定しないので、原文通りとします。
5	解説の 3 項 c) の前	英語版に関する審議内容の説明が抜けているのでこれを要点と追加し、元の c) 項は d) と訂正する。	左を参照。	原文通りとします。 解説簡条 3 は、委員会において「特に問題となった事項」を記載することとしています。 英訳 WES については、その位置づけに議論が集中したために解説に記載しましたが、英語で記述する WES のあり方については、簡略化した表現になっています。

6	解説の 5 項	この規格は、WES 規格全体の規格の作り方を書いたもので、認証活動の話を重要な懸案事項として書くのはおかしい。今回の残っている課題は、英語版の規格をどのように取り扱うかの話だけである。その原因として、認証の話を補足的に書くのは可能かもしれない。	認証規格の作り方に関しては、別途文章を作れば良いことで、この解説からはできるだけ切り離す方が良い。	認証事業の内容は、二言語 WES のニーズの背景として記載したのですが、文章を簡略化するために二言語 WES のニーズに関する記述は削除しました。
---	---------	--	---	---

以上